

岡山市が控訴

無償訪問介護
打ち切り訴訟

65歳を境に、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく無償の訪問介護が打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたのは不当だとして、脳性まひ患者の浅田達雄さん（70）＝岡山市中区高島＝が同市の決定取り消しなどを求めた訴訟で、岡山市は28

日、原告側の主張をほぼ認めた岡山地裁判決を不服として、広島高裁岡山支部に控訴した。

大森雅夫市長は「一審における法令の解釈について上級審の判断を仰ぎたい」とコメントし、具体的な主張は控訴審で明らかにするとしている。

判決では、支援法の原則に従ってサービスを打ち切った岡山市の決定は「法の解釈・適用を誤った違法なもの」と指摘。市に決定の取り消しと慰謝料など107万5千円の支払いを命じた。支援法は65歳以上の障害者に介護保険の適用を優

先する原則を規定しているが、厚生労働省は利用者の実情に応じて柔軟に運用するよう自治体に通知している。

原告弁護団の呉裕麻団長は「一審はあらゆる側面から検討した上で、岡山市の対応が明確に違法だと判断

した。控訴は非常に残念」と話した。

2018
3.29

山陽